

信託型ストック・オプションに係る 税務上の取扱いに係る私見

税理士法人キャストグローバル
共同代表 パートナー
税理士 高橋 研

2023年9月25日(月)

免責事項

- 本資料は、信託型SOに係る税務上の取扱い(以下、「本件」といいます。)に関して、一般に公表されている情報に基づき、現行の日本及び海外における税務の法令・通達等に従って、担当者の私見をまとめたものです。なお、本資料の前提となる現行の法令・通達等については、将来改正されることがあり、その場合、本資料に記載した税務上の取扱いに変更が生じる可能性もあります。また、担当者の私見に過ぎず、担当者が所属する組織の見解を記載するものではありません。
- 本資料は、すべての課税関係を網羅しているものではなく、ここに記載された税目の範囲内で、ここに記載された事項のみに関して担当者の私見をまとめたものです。従って、本件における課税関係の可能性の全てに言及してはおりません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。
- 本資料は、読者における参考資料として作成されたものです。従って、第三者によって使用され、第三者に提供されること及び本資料に第三者が依拠することは出来ないことを念のため申し添えます。また、弊社は、読者が業務委託契約に基づく弊社による具体的なアドバイスを受けることなく、本資料を利用したことにより被ったいかなる損害についても一切の責任を負いません。

信託型SOに係る経緯

Q1: 信託型ストックオプション(以下、「**信託型SO**」という。)が騒がれていますが一体何があったのですか？

A1: スタートアップ企業やIPO準備企業など成長段階にある企業において、導入が増えてきた信託型SOですが、信託型SOとは、従来のSOの課題であった、様々な経営上の課題を解決でき、税務上も権利行使時の給与所得課税なく、株式売却時に約20%の譲渡所得課税のみというメリットが謳われ、発行会社および受益者である**役職員双方にメリットが大きいインセンティブ・プランとして人気が高まっていました。**

しかし**国税庁は2023年5月、信託型SOは、従来から権利行使時に最大約55%の給与所得課税であるという見解を公式に発表しました。**導入企業の間で一般的に理解されてきた課税関係とは異なる見解であり、衝撃をもって受け止められています。

信託型SOに係る経緯

Q2: ストックオプション(SO)ってそもそも何ですか？

A2: ストックオプション(so)とは、一般に会社が従業員等に対しインセンティブ報酬等として発行した新株予約権を指します。新株予約権は、

- ① インセンティブ報酬等としての取締役等への付与や、
- ② 資金調達手段や敵対的買収防衛策としての株主への無償割当て

として使用されます。



信託型SOに係る経緯

Q3: ストックオプション(SO)はいろいろな種類があると聞きましたが、どのようなものがあるのですか？それぞれの違いは何ですか？

A3: SOには、大まかには次のような種類があり、それぞれの違いは下記の通りです。

- ① 税制適格SO
- ② 税制不適格SO
- ③ 有償SO

- 税制適格SOとは、平成10年度税制改正により導入された租税特別措置法29条の2に定める税制適格要件を満たしたSOのことをいう。
- 税制不適格SOとは、上記税制適格要件のうち一つ以上を充足しないSOのことをいう。
- 有償SOとは、会社法に基づき発行会社が新株予約権を発行する際に、役職員が新株予約権の公正な評価額(適正なオプション料)を発行会社に対して実際に払い込んでSOの付与を受ける場合のSOをいう。
- **信託型SOでは、信託財産として有償SOが利用**されており、これは重要であるため、次のQ&Aにおいて詳しく解説する。

信託型SOに係る経緯

Q4: 税務上有利だと言われる「有償SO」とは何ですか？

A4: 有償SOとは、会社法に基づき発行会社が新株予約権を発行する際に、役職員が新株予約権の公正な評価額(適正なオプション料)を発行会社に対して実際に払い込んでストックオプションの付与を受ける場合の当該新株予約権のこと。この場合、他のSOとは異なり、有償SOの税務処理は、**一般的な有価証券取引として処理**されることとなる。

有償オプションに係る課税関係は、一般的に次の通りと解されている。
付与時は課税なし(有価証券の時価による取得であり所得は生じない)、権利行使時も課税なし(株式の取得価額が行使価格とオプション料の合計額とされるため(*))、株式譲渡時に申告分離課税となり、**税制適格SOと同様、最も税効率のよいSOと考えられている。**【注】比較としてQ6を参照。

(*) 租税特別措置法関係通達37の11-10(1)

信託型SO(「SO」という。)に係る経緯

Q5: 信託型SOって何ですか？なぜこれが流行ったのでしょうか？

A5: 従来のSOでは次のような経営上の課題がありました。

- ① 税制適格要件を満たすことが困難な場合がある、
- ② 業績や株価への貢献が期待された役職員が結果として貢献しなかった場合でも、他の役職員の貢献に「ただ乗り」してしまうことが回避できない、
- ③ 過去の貢献に対する評価の側面が強く、業績連動報酬制度と比較しインセンティブの効果が明確ではない、
- ④ 付与のタイミングにより条件が異なり、アーリー・ステージの役職員の条件がレイト・ステージの役職員の条件に比して有利になるという不公平感がぬぐえない、
などです。

信託型スキームでは、「発行会社が時価発行新株予約権(つまり、Q3に記載の有償SO)を発行し、受託者はこれを引き受け保管し、一定の条件を満たしたときに発行会社の従業員に交付する」スキーム(松田・山田論文商事法務No.2042(以下、「松田・山田論文」、P.62)によりこれらの課題をクリアすることができる」と宣伝されたため、スタートアップ企業などで導入が加速度的に進みました。

信託型SO(「SO」という。)に係る経緯

Q6: 信託型SOだとどれくらい税務上有利なのでしょう。他と比較してどうですか？

A6: 理論的には、SOの課税時期は、SO付与時、SOの権利行使時、株式譲渡時の3時点があり得ます。

- 税制適格SOは、付与時と行使時の課税を繰り延べ、株式譲渡時は申告分離課税で20.315%と最も低税率での課税に服するものとされています。
- 税制不適格SOは、付与時の課税は繰り延べますが、行使時に権利行使益(行使時の株価から権利行使価格を控除した金額)につき給与所得課税(最高55%)され、さらに株式譲渡時に申告分離課税を受けます。
- 信託型SOでは、税制適格SOと同等の税制優遇を受けるとの宣伝文句により、導入企業が多数に上りました。

| 種類 | 付与時 | 行使時 | 譲渡時 | 判定 |
|---------|------|----------------------------------|-----------------|------------|
| 税制適格SO | 課税なし | 課税なし | 申告分離課税(20.315%) | 有利 |
| 税制不適格SO | 課税なし | 行使益に給与課税(最高55%) | 申告分離課税(20.315%) | 不利 |
| 有償SO | 課税なし | 課税なし | 申告分離課税(20.315%) | 有利 |
| 信託型SO | 課税なし | 給与課税(最高55%)(国税) vs. 課税なし(納税者) | 申告分離課税(20.315%) | 有利? 不利? |

信託型SOに係る経緯

Q7:納税者と国税当局は一体何をもめているのでしょうか。

A7:

- 国税庁は2023年5月、信託型SOは、従来から権利行使時に最大約55%の給与所得課税であるという見解を公式に発表しました。
- 他方で、導入企業の間で一般的に理解されてきた下記のような課税関係とは異なる見解であり、衝撃をもって受け止められました。
- 松田・山田論文によれば、有償SOを信託財産として想定しているようであり、その場合、通常の有価証券取引としての税務処理がなされることとなる。つまり、付与時は課税なし、行使時も課税なし、株式譲渡時に株式等の譲渡益課税(申告分離20.315%)となる(国税庁課税部資産課税課『株式譲渡益課税のあらまし』(平成31年版Q&A問27)。つまり、税制適格SOと同等の課税関係を、中身が有償SOである信託型SOで得ることができるといった内容になっていたものと推察される。

信託型SOに係る法令根拠 … 国税当局の根拠は？

Q8：国税当局の主張の根拠は何ですか？根拠があるのでしょうか？

A8：平成17年1月25日付の最高裁判決があり、これを確認する必要がある。外国親会社から日本子会社の役員に付与されたSOの行使益が給与所得または一時所得に該当するかが争われた本裁判において、当社のSO制度について、最高裁は、外国親会社が日本子会社の100%株主であることを所与として、「(親会社)の一定の執行役員及び主要な従業員に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して設けられているものであり、(親会社)は上告人が上記の通り職務を遂行しているからこそ、本件SO制度に基づき上告人との間で本件付与契約を締結して上告人に対して本件SOを付与したものであって、本件権利行使益が上告人が上記の通り職務を遂行したことに対する対価としての性質を有する経済的利益であることは明らかであるというべき」とし、「雇用契約またはこれに類する原因に基づき提供された非独立的な労務の対価として給付されたものとして、所得税法28条1項所定の給与所得に当たる」と判示している。

信託型SO制度において対象とされる新株予約権は、上記最高裁判例における場合と同様、“精勤の動機付け”のために“発行法人の役職員”に対して、“一定の職務対価として付与される”ものであると推察されることから、受益権の被付与者の決定権限などの指図権が発行会社の人事担当役員等に付与されている場合や被付与者が実質的に発行会社の役職員に限定されるなど、そのような事実認定がなされうる場合に限定すれば、「雇用契約またはこれに類する原因に基づき提供された労務の対価として給付されたもの」に該当すると当局が見解をとることも一定の合理性があると思われる。



信託型SOに係る法律議論のねじれ … その1

Q9:両者は何をもめているのでしょうか。法律が明確に定めているのではないのでしょうか。(その1 所得税法施行令84条)

A9: 我が国の所得税法において、個人が受領する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」については、所得税法36条2項に基づき、原則としてその“取得時に課税”されるものとされているが、「発行法人から新株予約権等の権利で当該権利の譲渡について制限その他特別の条件が付されているもの」については、担税力等への配慮から、所得税法施行令84条3項において、課税時期(付与日ではなく行使日)、課税価額(=行使時価マイナス行使価額)の算定方法が定められている。

この所得税法施行令84条では、必ずしも所得の区分について定めがなされていない点に留意が必要であり、これが今回の紛争の遠因の一つになっている。さらに、Q6で記載したとおり、有償SOの場合は、上記の「権利の譲渡について制限その他特別の条件が付された新株予約権」にそもそも該当しないケースもあり得、議論が全く噛み合っていない可能性がある。

さらに受益者等の存しない信託につき受益者等が存することとなった場合の取扱いももめる原因のもう一つの理由となっている。これについては次に解説する。

信託型SOに係る法律議論のねじれ … その2

Q10:両者は何をもめているのでしょうか。法律が明確に定めているのではないのでしょうか。(その2 所得税法67条の3)

A10: 受益者等の存しない信託につき受益者等が存することとなった場合の取扱いももめる原因のもう一つの理由となっている。

所得税法67条の3に次のような規定がある。まず第1項において、居住者が受益者等の存しない信託における受益者に該当することとなった場合には、その信託財産に属する資産および負債を直前の帳簿価額により引継ぎをうけたものとし、第2項において、その引継ぎを受けた収益の額は総収入金額に算入しない(つまり、課税しない)ものとしている。

すなわち、信託財産に属する資産および負債を簿価で引継ぐとは規定されているが、信託内で行われた取引内容や歴史を引き継ぐとは必ずしも明確に規定していない。前掲松田・山田論文(特にP. 40前半)では、信託内取引で時価発行新株予約権を取得したものを信託終了により受益者が簿価引継ぎをした場合に、“時価発行新株予約権を”受益者が簿価で引継ぐかのような記載がみられるが、この点は条文による根拠を欠く(ただし、所令197条の3第2項で引継ぎ対象の信託財産の取得時期を引き継ぐ旨及び改正時の立法担当官解説には同趣旨を暗示する記載はあり)。ただし、信託財産が有償SOである場合、受託者における有償SOの簿価は適正なオプション料となっているはずであり、「当該帳簿価額を受益者が引き継ぐ」ということは、ひいては「有償SOの取得としての歴史を引き継ぐ」と解釈すべきとの主張もありうるところである(所令197条の3第2項をそう解釈すべきとの見解が実務家・学者の大勢を占めるようである)。当該主張が認められるのであれば、受益者における行使時及び株式譲渡時の課税関係はQ3に記載する有償SOの課税関係と同様になるべき、との主張も一定程度合理性を有するものと考えらる。



信託型SOに係る経緯

Q11: 税務専門家として本件をどのように評価していますか？

A11: 上記の通り、国税当局にも納税者側にも一定の落ち度があったといえそうである。

納税者側としては、受益者等の存しない信託につき受益者出現時の簿価引継ぎにより、時価発行新株予約権を受益者が取得するかのような誤解が生じていた可能性があること、さらに「当局と確認をしてすすめている」との報道がありつつも、国税当局は「そのような事実はない」とし(日本経済新聞電子版 2023年6月12日)、事前照会の有無につき真っ向から対立しており、**事前照会のやり方に問題があった可能性**があること。

また国税当局としては、所得税法施行令84条では、課税時期と課税所得についてのみ規定しており、所得区分について規定を欠いている状態にありながら、「前から給与所得でした」と突然見解を表明することにより、**租税法律主義の観点から問題なしとはしがたい状況を創出したのみならず、政府が支援するスタートアップ気運に水を差し、税制適格so誘導への軟着陸に失敗している。**

信託型SOに係る経緯

Q12: 国税当局及び信託型SOを付与された納税者は、今後どうすべきでしょうか。

A12: 当局としては本来的には、租税法律主義を貫徹する観点からは法令改正により今後付与される信託型SOについて給与所得課税を基本とし、過年度に発行済みの信託型SOについては平成19年度改正解説の趣旨にのっとり、受益者等の存しない信託終了時の簿価引継ぎの際に信託内取引の属性の引継ぎを法令上明確化し、時価発行有償SOの行使による株式取得及び売却の利益として処理することを許容すること、が今般の問題解決にとって有用であり、かつ、今後より利便性の高い信託制度の広範な活用を促すことにつながり、社会正義に合致するものと考えている。

納税者としては、上記の通り、所得税法施行令84条の適用対象となる新株予約権は、「新株予約権等の権利で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているもの」であるから、信託を通じて付与を受けた新株予約権がこれに該当しない場合(いわゆる有償soの場合など)は、条文上通常の金融商品取引としての課税(約20%)で終了すると解する余地がありそうであり、各事案に応じ詳細を確認のうえ、当局確認・訴訟の提起などを行う余地があるように考える。